地域医療構想について(制度概略)

平成27年7月28日新潟県福祉保健部

地域医療構想について

- 〇 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域 医療構想」を策定(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)
- 〇 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療 需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 〇 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。

(A病棟) 高度急性期機能 (B病棟) 急性期機能 (C病棟) 回復期機能 を自主的に 選択 (D病棟) 慢性期機能

医療機能の報告等を活用し、地域医療構想を策 定し、更なる機能分化を推進 (「地域医療構想」の内容)

- 1.2025年の医療需要と病床の必要量
 - ・高度急性期・急性期・・回復期・慢性期の4機能ごとに推 計
 - 都道府県内の構想区域単位(二次医療圏が基本)単位で 推計
- 2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 例)医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療 従事者の確保・要請等

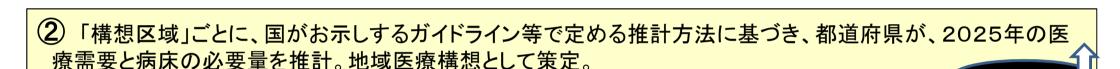


○ 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で 議論・調整

医療機能の現状と今後の方向を報告

地域医療構想の策定とその実現に向けたプロセス

- 地域医療構想は、平成27年4月から、都道府県が策定作業を開始。
- 医療計画の一部として策定することから、都道府県医療審議会で議論するとともに、医師会等の地域 の医療関係者や住民、市町村等の意見を聴取して、適切に反映。
- 具体的な内容の策定とその実現に向けた都道府県のプロセスは以下のとおり。
- ① 都道府県は、機能分化・連携を図る区域として「構想区域」を設定。
 - ※「構想区域」は、現在の2次医療圏を原則とするが、①人口規模、②患者の受療動向、③疾病構造の変化、④基幹病院へのアクセス時間等の要素を勘案して柔軟に設定



③ 地域医療構想の実現に向けて、都道府県は構想区域ごとに、「地域医療構想調整会議」を開催。

構想策定後

- ※「地域医療構想調整会議」には、医師会、歯科医師会、病院団体、医療保険者等が参加。
- 病床機能報告制度の報告結果等を基に、現在の医療提供体制 と将来の病床の必要量を比較して、どの機能の病床が不足して いるか等を検討。





と。

病床機能報告 地域医療構想 制度(集計) (推計) 地域医療構想 調整会議

・医療機関相互の協議により、機能分化・連携について議論・調整。



4 都道府県は、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関による自主的な機能分化・連携を推進。

2025年の医療需要及び各医療機能の必要量の推計の基本的考え方

- 〇 地域医療構想は、都道府県が構想区域(原則、二次医療圏)単位で策定。 よって、将来の医療需要や病床の必要量についても、国が示す方法に基づき、都道府県が推計。
- 医療機能(高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能)ごとに、医療需要(1日当たりの入院患者延べ数)を算出し、それを病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計。

都道府県が 構想区域ご とに推計

医療機能	2025年の医療需要
高度急性期機能	0000人/目
急性期機能	□□□□人/目
回復期機能	△△△△人∕日
慢性期機能	▲▲▲人∕日



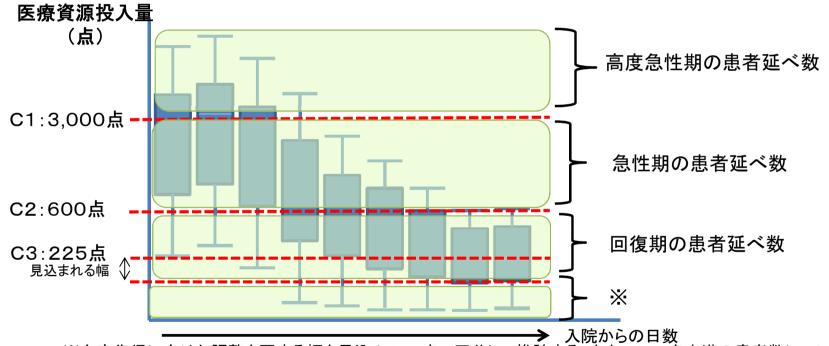
病床稼働率で割り戻 して、病床数に変換

2025年の病床の必要量	
0000床	
□□□□床	
△△△△床	
▲▲▲床	

- 推計に当たり、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案できるよう、NDB(ナショナルデータベース)のレセプトデータやDPCデータを分析する。
- 具体的には、患者に対して行われた診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算した値(医療資源投入量)の多寡を見ていく。
- その他、推計に当たっては、入院受療率等の地域差や患者の流出入を考慮の対象とする。

高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の考え方

- 医療資源投入量の推移から、高度急性期と急性期の境界点(C1)、急性期と回復期との境界点(C2)となる医療資源投入量を分析。
- 在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションに相当する医療資源投入量として見込まれる境界点(C3)を分析した上で、在宅復帰に向けた調整を要する幅を更に見込み、回復期機能で対応する患者数とする。なお、調整を要する幅として見込んだ点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等※の患者数として一体的に推計することとする。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を 受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- C1を超えている患者延べ数を高度急性期の患者数、C1~C2の間にいる患者延べ数を急性期機能の患者数、C2~C3の間にいる患者延べ数を回復期機能の患者数として計算。

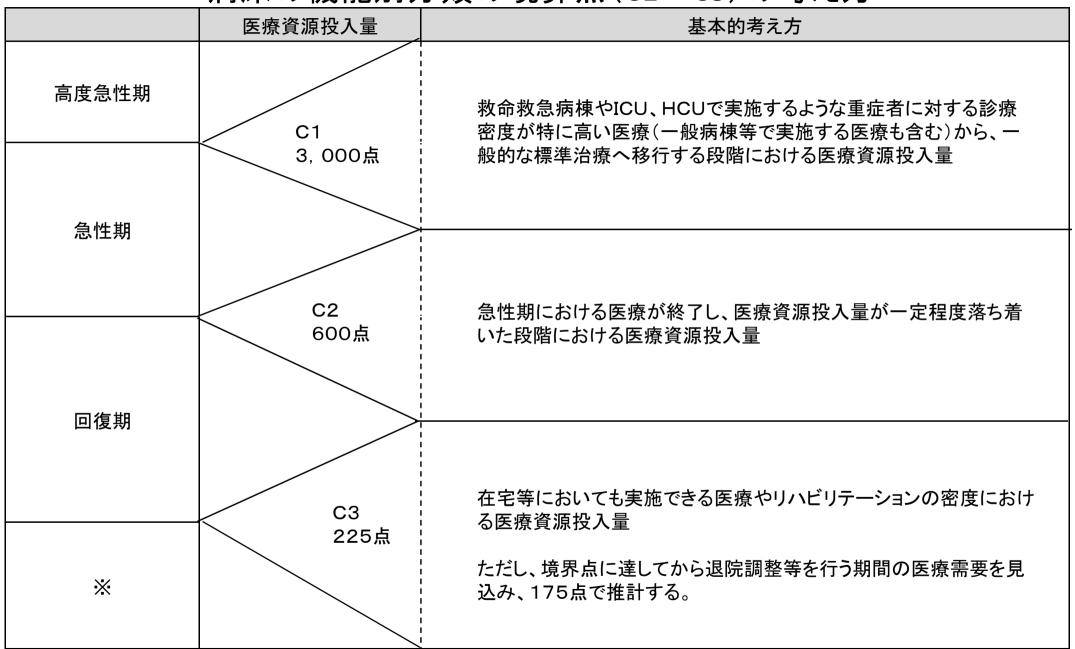


※在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する



全ての疾患で合計し、各医療機能の医療需要とする。

病床の機能別分類の境界点(C1~C3)の考え方



※在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する。

慢性期機能および在宅医療等の需要の将来推計の考え方について

- 慢性期機能の医療需要及び在宅医療等[※]の患者数の推計は、以下の考え方に基づき実施する。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を 受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
 - ① <u>一般病床の障害者数・難病患者数(障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療</u> 管理料を算定している患者数)については、慢性期機能の医療需要として推計する。
 - ② 療養病床の入院患者については、医療資源投入量とは別に、以下の考え方で慢性期機能及び在宅医療等の医療 需要を推計する。
 - 医療区分1の患者の70%は、将来時点で在宅医療等で対応する患者数として推計する。
 - ・ <u>その他の入院患者数については、入院受療率の地域差があることを踏まえ、これを解消していくことで、将来時点の慢性期・在宅医療等の医療需要として推計</u>する。(療養病床で回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者数は、回復期の医療需要とする。)
 - ③ <u>一般病床でC3基準未満の医療資源投入量の患者数については、</u>在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み、 当該点数未満の患者数を<u>慢性期・在宅医療等の医療需要として推計</u>する。
 - ④ 訪問診療を受けている患者数については、在宅医療等の医療需要として推計する。
 - ⑤ 老健施設の入所者数については、在宅医療等の医療需要として推計する。

慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ図

回復期リ 現 医療区 地域 ③一般病床 ⑤現時点の ①障害者• 4 現時点で訪問診療 ハ病棟 ②療養病床の 分1の 差の でC3基準未 老健施設の 難病患者数 の患者 を受けている患者数 入院患者 状 70% 解消 満の患者数 入所者数 数 1.1 1 1 1.1 将 回復期 慢性期機能 及び 在宅医療等 機能 来

6

地域の実情に応じた慢性期医療及び在宅医療等の需要推計の考え方

- 慢性期の医療需要については、医療機能の分化・連携により、現在では療養病床で入院している状態の患者数のうち 一定数は、2025年には、在宅医療等※で対応するものとして推計する。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す
- その際、療養病床については、現在、報酬が包括算定であるので、行われた診療行為が分からず、医療資源投入量に基づく分析ができない。また、地域によって、療養病床数や在宅医療の充実、介護施設の整備状況等は異なっている。
- よって、医療資源投入量とは別に、地域が、療養病床の患者を、どの程度、慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療・介護施設で対応するかについて、目標を定めることとして、患者数を推計する。
- また、介護施設や高齢者在宅を含めた受け皿となる医療・介護等での対応が着実に進められるよう、一定の要件に該当する 地域については配慮を行う。

【入院受療率の地域差の解消目標】

パターンA

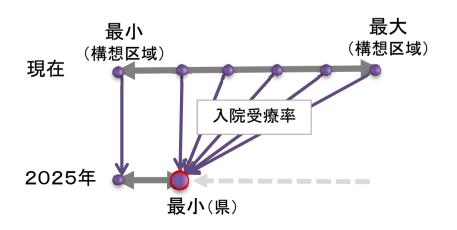
全ての構想区域が 全国最小値(県単位)まで入院 受療率を低下する。

パターンE

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする

構想区域ごとに入院受療率と全国最小値(県単位)との差を一定割合解消させることとするが、その割合については全国最大値(県単位)が全国中央値(県単位)にまで低下する割合を一律に用いる。

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする



地域医療構想策定スケジュール(暫定版)

